

農業者等から出された意見を踏まえて講じた改善策

(平成29年4月25日現在)

実施時期	改善策の内容																		
27年 1月	<p>1 賃借料の徴収・支払い時期の柔軟な対応 作物の収穫時期を考慮し、同一年度内で柔軟に対応できるように改善</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(例) ; 27年度</p> <p>従来 ; 転貸1年後、賃借料の徴収・支払は、Ⅰ～Ⅲ期まで下記のように設定。</p> <p>Ⅰ期 転貸始期 27年6月1日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>耕作者への請求</td><td>28年5月末</td></tr> <tr><td>耕作者への徴収</td><td>28年6月末</td></tr> <tr><td>所有者への支払</td><td>28年7月末</td></tr> </table> <p>Ⅱ期 転貸始期 27年10月1日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>耕作者への請求</td><td>28年9月末</td></tr> <tr><td>耕作者への徴収</td><td>28年10月末</td></tr> <tr><td>所有者への支払</td><td>28年11月末</td></tr> </table> <p>Ⅲ期 転貸始期 28年2月1日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>耕作者への請求</td><td>29年1月末</td></tr> <tr><td>耕作者への徴収</td><td>29年2月末</td></tr> <tr><td>所有者への支払</td><td>29年3月末</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">改善 ; 作物の収穫時期によって、同一年度内で自由に選択できるように改善。</p> <p style="text-align: right;">左記のⅠ～Ⅲ期の3タイプのうちどれかを選択。</p> </div> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃借料の徴収時期について、転貸1年後としているが、作物の収穫に合わせて時期を変更できないかとの意見。 (集落営農法人 ; ○○町H26人・農地プラン及び農地中間管理事業推進検討会 27年1月21日より) 	耕作者への請求	28年5月末	耕作者への徴収	28年6月末	所有者への支払	28年7月末	耕作者への請求	28年9月末	耕作者への徴収	28年10月末	所有者への支払	28年11月末	耕作者への請求	29年1月末	耕作者への徴収	29年2月末	所有者への支払	29年3月末
耕作者への請求	28年5月末																		
耕作者への徴収	28年6月末																		
所有者への支払	28年7月末																		
耕作者への請求	28年9月末																		
耕作者への徴収	28年10月末																		
所有者への支払	28年11月末																		
耕作者への請求	29年1月末																		
耕作者への徴収	29年2月末																		
所有者への支払	29年3月末																		
27年 7月	<p>2 平成27年Ⅱ期の公募期間の延長 6月1日～7月10日までの公募期間を20日間延長して7月末日までに延長。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1615 871 1697">従 来</th> <th data-bbox="871 1615 1369 1697">改 善</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 1697 871 1823">Ⅱ期の公募期間 6月1日～7月10日まで40日間</td> <td data-bbox="871 1697 1369 1823">Ⅱ期の公募期間の延長 6月1日～7月31日まで61日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年Ⅰ期(公募期間 ; 2月1日～3月10日)申請のため、書類を○○市農業委員会へ持参したが、応募期間を若干過ぎていたため、受け付けてもらえなかったとの意見。(○○市の農業経営者 ; H27かごしま農業法人塾 27年7月8日より) 	従 来	改 善	Ⅱ期の公募期間 6月1日～7月10日まで40日間	Ⅱ期の公募期間の延長 6月1日～7月31日まで61日間														
従 来	改 善																		
Ⅱ期の公募期間 6月1日～7月10日まで40日間	Ⅱ期の公募期間の延長 6月1日～7月31日まで61日間																		

実施時期	改善策の内容																				
27年10月 11月	<p>3 非農家を含めた幅広い事業の周知 新聞への広告掲載及び地元FMラジオ局を活用した事業の広告・出演</p> <p>○新聞への広告掲載（27年Ⅲ期・Ⅳ期の公募に合わせて7回実施）</p> <table border="1" data-bbox="375 472 1369 633"> <tr> <td>南日本新聞 5回</td> <td>・ 公募開始日に1面広告（1回；10月1日） ・ 公募期間中に中面広告（4回；10月5, 12, 19, 26日）</td> </tr> <tr> <td>南海日日新聞 1回</td> <td>・ 公募開始日に中面広告（1回；10月1日）</td> </tr> <tr> <td>読売新聞 1回</td> <td>・ 鹿児島県版地域情報面（1回；11月12日）</td> </tr> </table> <p>○地元FMラジオ局を活用した事業の広告・出演（延べ53回実施）</p> <table border="1" data-bbox="375 712 1369 1111"> <tr> <td>FMさつまさんだい 15回</td> <td>・ 60秒のインフォマーシャル（5回；10月1, 2, 5, 6, 7日） ・ 20秒のスポットCM（10回；10月8, 9, 12, 13, 14日） ※スポットCMは、1日2回</td> </tr> <tr> <td>FMきりしま 14回</td> <td>・ 60秒のインフォマーシャル（10回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14日） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月2, 9日，再放送有）</td> </tr> <tr> <td>おすすめFMネットワーク 24回</td> <td>（FMかのや，FMきもつき，FMたるみず，FM志布志の4局ネット） ・ 60秒の生CM（20回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 13, 14, 15日，再放送有） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月1, 8日，再放送有）</td> </tr> </table> <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の啓発が未だ不十分であるので推進が必要，農地の掘り起こしをもっと充実していく必要があるとの意見。（県農業法人協会理事との意見交換 27年9月9日より） 	南日本新聞 5回	・ 公募開始日に1面広告（1回；10月1日） ・ 公募期間中に中面広告（4回；10月5, 12, 19, 26日）	南海日日新聞 1回	・ 公募開始日に中面広告（1回；10月1日）	読売新聞 1回	・ 鹿児島県版地域情報面（1回；11月12日）	FMさつまさんだい 15回	・ 60秒のインフォマーシャル（5回；10月1, 2, 5, 6, 7日） ・ 20秒のスポットCM（10回；10月8, 9, 12, 13, 14日） ※スポットCMは、1日2回	FMきりしま 14回	・ 60秒のインフォマーシャル（10回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14日） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月2, 9日，再放送有）	おすすめFMネットワーク 24回	（FMかのや，FMきもつき，FMたるみず，FM志布志の4局ネット） ・ 60秒の生CM（20回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 13, 14, 15日，再放送有） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月1, 8日，再放送有）								
南日本新聞 5回	・ 公募開始日に1面広告（1回；10月1日） ・ 公募期間中に中面広告（4回；10月5, 12, 19, 26日）																				
南海日日新聞 1回	・ 公募開始日に中面広告（1回；10月1日）																				
読売新聞 1回	・ 鹿児島県版地域情報面（1回；11月12日）																				
FMさつまさんだい 15回	・ 60秒のインフォマーシャル（5回；10月1, 2, 5, 6, 7日） ・ 20秒のスポットCM（10回；10月8, 9, 12, 13, 14日） ※スポットCMは、1日2回																				
FMきりしま 14回	・ 60秒のインフォマーシャル（10回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 12, 13, 14日） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月2, 9日，再放送有）																				
おすすめFMネットワーク 24回	（FMかのや，FMきもつき，FMたるみず，FM志布志の4局ネット） ・ 60秒の生CM（20回；10月1, 2, 5, 6, 7, 8, 9, 13, 14, 15日，再放送有） ・ 事業紹介の番組出演（4回；10月1, 8日，再放送有）																				
27年10月	<p>4 公募回数の増加 27年度の公募，Ⅰ～Ⅲ期の3回に加えて，Ⅳ期を新たに創設</p> <table border="1" data-bbox="375 1451 1369 1890"> <thead> <tr> <th>公募期</th> <th>公募期間</th> <th>市町村公告</th> <th>転貸開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ期</td> <td>2月1日～3月12日（40日間）</td> <td>4月中</td> <td>6月1日</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ期</td> <td>6月1日～7月31日（61日間；20日間延長）</td> <td>8月中</td> <td>10月1日</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ期</td> <td>10月1日～11月10日（41日間）</td> <td>12月中</td> <td>28年2月1日</td> </tr> <tr> <td>Ⅳ期 （創設）</td> <td>11月11日～12月10日（30日間）</td> <td>1月中</td> <td>28年3月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構集積協力金の交付単価等，27年度までが有利であることを知り，今年度中に申請したいが間に合わないとの意見。（各地域の農業者等；機構駐在員の推進活動より） 	公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始	Ⅰ期	2月1日～3月12日（40日間）	4月中	6月1日	Ⅱ期	6月1日～7月31日（61日間；20日間延長）	8月中	10月1日	Ⅲ期	10月1日～11月10日（41日間）	12月中	28年2月1日	Ⅳ期 （創設）	11月11日～12月10日（30日間）	1月中	28年3月1日
公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始																		
Ⅰ期	2月1日～3月12日（40日間）	4月中	6月1日																		
Ⅱ期	6月1日～7月31日（61日間；20日間延長）	8月中	10月1日																		
Ⅲ期	10月1日～11月10日（41日間）	12月中	28年2月1日																		
Ⅳ期 （創設）	11月11日～12月10日（30日間）	1月中	28年3月1日																		

実施時期	改善策の内容												
27年10月	<p>5 市町村等からの申請に基づき借受者を見つけるための機構独自の支援 市町村において貸出希望が出されている農用地等のうち、借受者の見つからない状況が一定期間続き、今後もこの状況が続くことが予測される農用地等について、有効活用を図る観点から、機構のホームページを活用し、農用地等の情報を公表し、広く借受者を見つける支援を行う。 この事務取扱を定めた要領を制定。</p> <table border="1" data-bbox="373 573 1369 931"> <tr> <td data-bbox="373 573 563 689">事務取扱要領名</td> <td data-bbox="563 573 1369 689">市町村等からの申請に基づく農用地等情報の公表に関する事務取扱要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 689 563 775">制定・適用日</td> <td data-bbox="563 689 1369 775">平成27年10月9日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 775 563 931">その他</td> <td data-bbox="563 775 1369 931">当面、機構のホームページに直接掲載し、情報提供を行うが、28年度に貸出希望農用地等の情報を検索・閲覧可能となるようシステム化を図る予定。</td> </tr> </table> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出希望が出されている農用地はあるものの、同一地区内、同一市町村内で借受者がなかなか見つからない場合、どうにか借受者を見つける方法はないか。 (〇〇市ほか複数市町村及び農業者からの要望) 	事務取扱要領名	市町村等からの申請に基づく農用地等情報の公表に関する事務取扱要領	制定・適用日	平成27年10月9日	その他	当面、機構のホームページに直接掲載し、情報提供を行うが、28年度に貸出希望農用地等の情報を検索・閲覧可能となるようシステム化を図る予定。						
事務取扱要領名	市町村等からの申請に基づく農用地等情報の公表に関する事務取扱要領												
制定・適用日	平成27年10月9日												
その他	当面、機構のホームページに直接掲載し、情報提供を行うが、28年度に貸出希望農用地等の情報を検索・閲覧可能となるようシステム化を図る予定。												
28年1月	<p>6 公募回数のさらなる追加 27年度の公募，Ⅰ～Ⅳ期の4回に加えて，Ⅴ期をさらに追加</p> <table border="1" data-bbox="373 1420 1369 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="373 1420 496 1503">公募期</th> <th data-bbox="496 1420 1018 1503">公募期間</th> <th data-bbox="1018 1420 1193 1503">市町村公告</th> <th data-bbox="1193 1420 1369 1503">転貸開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="373 1503 496 1581">Ⅰ～Ⅳ期</td> <td data-bbox="496 1503 1018 1581">「4の公募回数の増加」のとおり</td> <td data-bbox="1018 1503 1193 1581"></td> <td data-bbox="1193 1503 1369 1581"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1581 496 1697">Ⅴ期 (追加)</td> <td data-bbox="496 1581 1018 1697">1月12日～2月10日(30日間)</td> <td data-bbox="1018 1581 1193 1697">2月中</td> <td data-bbox="1193 1581 1369 1697">28年4月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> どうしても年度内に農地中間管理事業で申請したいとの要望有り。(〇〇市農業者からの要望；電話連絡等より) 	公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始	Ⅰ～Ⅳ期	「4の公募回数の増加」のとおり			Ⅴ期 (追加)	1月12日～2月10日(30日間)	2月中	28年4月1日
公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始										
Ⅰ～Ⅳ期	「4の公募回数の増加」のとおり												
Ⅴ期 (追加)	1月12日～2月10日(30日間)	2月中	28年4月1日										

実施時期	改善策の内容																				
28年2月	<p>7 さまざまな借受希望に対応できるような農地中間管理事業の年間スケジュールの見直し</p> <p>募集時期は、年4回の定期公募（通常期）に加え、定期公募に間に合わない緊急事案も毎月受付ができるように変更。（臨時期の創設）</p> <p>〔28年度通常期〕</p> <table border="1" data-bbox="373 571 1366 969"> <thead> <tr> <th>公募期</th> <th>公募期間</th> <th>市町村公告</th> <th>転貸開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 期</td> <td>28年 2月 1日～ 3月 1日（30日間）</td> <td>28年 4月中</td> <td>28年 6月1日</td> </tr> <tr> <td>II 期</td> <td>28年 5月 1日～ 5月31日（31日間）</td> <td>28年 7月中</td> <td>28年 9月1日</td> </tr> <tr> <td>III 期</td> <td>28年 8月 1日～ 8月31日（31日間）</td> <td>28年10月中</td> <td>28年12月1日</td> </tr> <tr> <td>IV 期</td> <td>28年11月 1日～11月30日（30日間）</td> <td>29年 1月中</td> <td>29年 3月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔28年度臨時期〕</p> <p>定期公募に間に合わない緊急事案の場合、通常期の公募の無い月（28年3, 4, 6, 7, 9, 10, 12月, 29年1月）に、臨時の公募を行う。</p> <p>（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度に出された農業者等からの要望等に対応できるような事業スケジュールにしてほしいとの意見。（各地域の農業者や市町村等から出された意見・要望；機構職員の推進活動より） 	公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始	I 期	28年 2月 1日～ 3月 1日（30日間）	28年 4月中	28年 6月1日	II 期	28年 5月 1日～ 5月31日（31日間）	28年 7月中	28年 9月1日	III 期	28年 8月 1日～ 8月31日（31日間）	28年10月中	28年12月1日	IV 期	28年11月 1日～11月30日（30日間）	29年 1月中	29年 3月1日
公募期	公募期間	市町村公告	転貸開始																		
I 期	28年 2月 1日～ 3月 1日（30日間）	28年 4月中	28年 6月1日																		
II 期	28年 5月 1日～ 5月31日（31日間）	28年 7月中	28年 9月1日																		
III 期	28年 8月 1日～ 8月31日（31日間）	28年10月中	28年12月1日																		
IV 期	28年11月 1日～11月30日（30日間）	29年 1月中	29年 3月1日																		

実施時期	改善策の内容
28年2月	<p data-bbox="344 320 868 349">8 事務手続きの簡素化及び柔軟な対応</p> <p data-bbox="371 405 1289 479">○農用地の利用権設定（賃貸借契約）の事務手続きを簡素化し、改善 <平成27年度まで> <平成28年度から></p> <div data-bbox="360 506 831 1133" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="408 533 780 562">（地権者と公社との利用権設定）</p> <ul data-bbox="376 573 823 689" style="list-style-type: none"> ・ <u>賃貸借契約書へは実印の押印並びに印鑑（登録）証明書の添付を要する。</u> <p data-bbox="408 954 780 983">（公社と耕作者との利用権設定）</p> <ul data-bbox="376 994 823 1111" style="list-style-type: none"> ・ <u>賃貸借契約書へは実印の押印並びに印鑑（登録）証明書の添付を要する。</u> </div> <div data-bbox="911 506 1382 1133" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="959 533 1331 562">（地権者と公社との利用権設定）</p> <ul data-bbox="927 573 1374 689" style="list-style-type: none"> ・ <u>賃貸借契約書へは認印の押印で可とし、印鑑（登録）証明書の添付を不要とする。</u> <p data-bbox="943 741 1374 898">但し、相続未登記農地を持分の過半の同意を得て申請する場合は、同意者の実印の押印並びに印鑑（登録）証明書の添付を要する。</p> <p data-bbox="959 954 1331 983">（公社と耕作者との利用権設定）</p> <ul data-bbox="927 994 1374 1111" style="list-style-type: none"> ・ <u>賃貸借契約書へは認印の押印で可とし、印鑑（登録）証明書の添付を不要とする。</u> </div> <p data-bbox="379 1162 459 1191">（意見）</p> <ul data-bbox="411 1202 1401 1319" style="list-style-type: none"> ・ 農地の出し手となる農業者等からの反発があり、事業の活用の敬遠につながっている場合が多い。また、貸出希望農地の掘り起こしに影響している。事業を活用しようと考えている担い手から事務の簡素化を求める声が多い。などの意見。 <small data-bbox="443 1330 1390 1359">（各地域の農業者や市町村等から出された意見・要望；機構職員の推進活動や市町村等の会議より）</small> <p data-bbox="371 1413 991 1442">○農地情報及び権利等の確認資料の柔軟な対応</p> <p data-bbox="475 1458 715 1487"><平成27年度まで> <平成28年度から></p> <div data-bbox="360 1514 831 1805" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="392 1541 796 1570">（農地情報及び権利等の確認資料）</p> <ul data-bbox="376 1581 823 1655" style="list-style-type: none"> ・ <u>土地の全部事項証明書の添付に限定。</u> </div> <div data-bbox="911 1514 1382 1805" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="943 1541 1347 1570">（農地情報及び権利等の確認資料）</p> <ul data-bbox="927 1581 1374 1783" style="list-style-type: none"> ・ <u>土地の全部事項証明書のほか、農地基本台帳、固定資産課税台帳、固定資産評価証明書など、農地情報及び権利等の確認できる資料の添付であれば可とする。</u> </div>

実施時期	改善策の内容												
29年3月	<p data-bbox="352 320 1410 432">9 機構ホームページへの「貸出希望農用地等情報」の掲載 農地貸借のマッチングを支援するため、必要な要領を定めるとともに、機構のホームページに「貸出希望農用地等情報」の掲載を開始した。</p> <table border="1" data-bbox="373 454 1369 651"> <tr> <td data-bbox="373 454 563 573">事務取扱要領名</td> <td data-bbox="563 454 1369 573">遊休農地に関する措置に係る農地中間管理事業事務取扱要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 573 563 651">制定・適用日</td> <td data-bbox="563 573 1369 651">平成28年8月10日</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="373 732 1369 929"> <tr> <td data-bbox="373 732 563 851">事務取扱要領名</td> <td data-bbox="563 732 1369 851">農地中間管理事業に係る貸出希望農用地等情報の公表に関する事務取扱要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 851 563 929">制定・適用日</td> <td data-bbox="563 851 1369 929">平成28年12月6日</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="373 1010 1369 1249"> <tr> <td data-bbox="373 1010 563 1171">ホームページの追加</td> <td data-bbox="563 1010 1369 1171">機構のホームページに借り手が見つからない農地などの「貸出希望農用地等情報」を掲載し、農地貸借のマッチングを支援するページを追加した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1171 563 1249">開設日</td> <td data-bbox="563 1171 1369 1249">平成29年3月31日</td> </tr> </table> <p data-bbox="341 1274 419 1308">(意見)</p> <ul data-bbox="416 1317 1410 1464" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="416 1317 1410 1391">・ 公募時に農地のマッチングが事前に済んでいるものが多く、借り手がいない農地情報がわからない。 <li data-bbox="416 1397 1410 1464">・ 条件の悪い農地や借り手がいない地域についても貸し出したい。 (農業法人等農業経営者からの要望) 	事務取扱要領名	遊休農地に関する措置に係る農地中間管理事業事務取扱要領	制定・適用日	平成28年8月10日	事務取扱要領名	農地中間管理事業に係る貸出希望農用地等情報の公表に関する事務取扱要領	制定・適用日	平成28年12月6日	ホームページの追加	機構のホームページに借り手が見つからない農地などの「貸出希望農用地等情報」を掲載し、農地貸借のマッチングを支援するページを追加した。	開設日	平成29年3月31日
事務取扱要領名	遊休農地に関する措置に係る農地中間管理事業事務取扱要領												
制定・適用日	平成28年8月10日												
事務取扱要領名	農地中間管理事業に係る貸出希望農用地等情報の公表に関する事務取扱要領												
制定・適用日	平成28年12月6日												
ホームページの追加	機構のホームページに借り手が見つからない農地などの「貸出希望農用地等情報」を掲載し、農地貸借のマッチングを支援するページを追加した。												
開設日	平成29年3月31日												